

# 医療機関等との連携における透明性に関する指針

大日本住友製薬株式会社（以下「当社」といいます。）は、社会に対する使命を「企業理念」に、ステークホルダーとの関係を踏まえた経営の目的・信条を「経営理念」に掲げています。そして、「企業理念」および「経営理念」の実現に向け、自らの企業活動における基本姿勢を示した「行動宣言」に基づき、誠実な企業活動の遂行、積極的な情報開示と適正な情報管理等に努めております。

当社は、高い倫理性が求められる生命関連産業の一員として、医学・薬学の研究、実用化および医薬品等の適正使用の普及のために、医療機関等との連携活動を行っています。この連携活動における透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指し、この指針に基づいて、医療機関等への金銭の支払い等に関する情報（以下「医療連携情報」といいます。）を公開いたします。

## 1. 医療機関等の定義

医療機関等とは、国内の①病院、診療所、介護老人保健施設、薬局その他の医療を行う機関、②医療関連研究機関等、③医学・薬学・ライフサイエンス系の学会、研究会、財団法人その他の医療関係団体および特定臨床研究の研究資金等の管理を行う団体、④医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、⑤医療業務関係者ならびに⑥医学・薬学・ライフサイエンス系の研究者をいいます。医療関連研究機関等とは、治験施設支援機関、大学、国公立研究所（独立行政法人の研究所を含みます。）等をいいます。医療業務関係者とは、医療従事者を除く、医療を行う機関の役員、従業員その他医療を行う機関において医療用医薬品の選択または購入に関与する者をいいます。

## 2. 公開の時期、方法および期間

各年度（当年4月1日から翌年3月末日まで）の医療連携情報を当該年度終了後1年以内（決算発表後）に当社のウェブサイトを通じて公開いたします。公開の期間は、公開した日から6年間といたします。

## 3. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療連携情報の範囲および内容は、次のとおりとします。

### A 研究費開発費等

当社が医療機関等と共同して、または医療機関等に委託して行う研究・開発に関して医療機関等に支払う費用（臨床研究法、医薬品医療機器等法に基づく省令等の公的規制または各種指針のもとで実施される研究・調査等に対して当社が支出する費用を含みます。）

### B 学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する寄付金等

### C 原稿執筆料等

当社が医療機関等に依頼する講演、原稿執筆、コンサルティング業務等に関して医療機関等に支払う費用

### D 情報提供関連費

医療機関等に対して医学・薬学的情報を提供するための講演会、説明会等に関して当社が支出する費用

### E その他の費用

医療機関等に対する社会的儀礼としての接遇等の費用

※ 上記の項目A、項目Bおよび項目Cには、臨床研究法で公表を義務付けられている情報を含みます。

以上